

2025年5月16日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社

NEXT FUNDS

**「S&P 500 配当貴族指数(税引前配当込み)」を連動対象とするETF(上場投信)
を新規設定**

～6月11日東京証券取引所へ上場予定～

野村アセットマネジメント株式会社(CEO兼代表取締役社長:小池広靖、以下「当社」)は、「S&P 500 配当貴族指数(税引前配当込み)」(以下「本指数」)を連動対象とするETF(以下「本ETF」)を新たに設定します^{※1}。本指数は、S&P 500構成銘柄のうち、過去25年間連続して毎年増配している優良大型株のパフォーマンスを測定するものです。

証券コード	銘柄名	対象指標	信託報酬率
364A	NEXT FUNDS S&P 500 配当貴族指数 連動型上場投信 (愛称)NF・米国株S&P500配当貴族ETF	S&P 500 配当貴族指数 (税引前配当込み)(※円換算)	年0.1155% (税抜年 0.105%) ^{※2}

本ETFは本日、東京証券取引所より上場承認を受けました。上場予定日は6月11日で、同日より全国の証券会社を通じて取引所での売買が可能となります。上場当初の最低投資金額は、2,000円程度(1口単位)となる見込みです。

本ETFの詳細については当社ホームページをご参照ください。

[NEXT FUNDS S&P 500 配当貴族指数連動型上場投信](#)

^{※1} 本ETFの詳細に関しては、有価証券届出書または目論見書をご覧ください。

^{※2} 2025年6月9日時点。

以上

「NEXT FUNDS」について

「NEXT FUNDS」は、当社が運用するETFシリーズの統一ブランドです。「NEXT FUNDS」の名称は、「野村のETF(上場投資信託)」を意味する「Nomura Exchange Traded FUNDS」の頭文字であるとともに、「次世代のファンド」のラインナップを展開していく意図を表しています。当社は1995年5月に国内第一号となるETFを上場しました。本ETFの設定・上場により、当社が運用するETF「NEXT FUNDS」は合計73本となります。

[NEXT FUNDS専用サイト](#)

<S&P 500® 配当貴族®指数(税引前配当込み)の著作権等について>

S&P 500 配当貴族指数(税引前配当込み)は、S&P Dow Jones Indices LLC またはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、野村アセットマネジメント株式会社による使用のためにライセンス供与されている。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®、および CDX®は、S&P Global, Inc. またはその関連会社(「S&P」)の商標であり、Dow Jones®は Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標は SPDJI による使用のためにライセンス供与されており、野村アセットマネジメント株式会社により特定の目的でサブライセンスされている。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それぞれの関連会社によって後援、推奨、販売、または宣伝されているものではなく、これらの当事者は、いずれも当該商品への投資の是非について表明するものではなく、S&P 500 配当貴族指数(税引前配当込み)の誤り、脱落、または中断について一切の責任を負わない。

<野村アセットマネジメントからのお知らせ>

■ETFの投資リスク

ETF は、値動きのある有価証券等を主な投資対象としますので、連動対象である株価指数等の変動、組入 有価証券等の価格の下落、組入 有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。また組入 有価証券は為替相場の影響を受けるものもあるため、為替の変動により基準価額が下落することがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金が保証されているものではありません。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※ ETF のリスクは上記に限定されません。

信託の設定のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡する投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

■ETFに係る費用(2025年5月時点)

市場を通してETFに投資する投資家の皆さまには以下の費用をご負担いただきます。

<売買手数料>

市場を通して投資される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買手数料がかかります(約定金額とは別にご負担いただきます(取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません))。

<信託報酬>

信託報酬の総額は、次の(1)により計算した額に、(2)により計算した額を加えて得た額とします。

信託報酬は信託財産中から支弁されますので、ETFの保有期間に応じて間接的にご負担いただく費用となります。

(1) 信託財産の純資産総額に年1.045%*(税抜年0.95%)以内で委託者が定める率を乗じて得た額。

※ 複数のETFのうち、最大の信託報酬率を記載しております。一部、元本ベースで算出するETFもあります。

(2) 信託財産に属する有価証券の貸付を行った場合は、その品貸料の55%*(税抜50%)以内の額。

※ 複数のETFのうち、最大の品貸料を記載しております。

<その他の費用>

ETFに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(外国での財産の保管等に要する諸費用を含みます)、受託者の立替えた立替金の利息、組入 有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査費用等、その他の諸費用(受益権の上場に係る費用および対象指標についての商標の使用料を含みます)およびそれらの諸費用に係る消費税等が、保有期間中、その都度かかります。これらは、信託財産中から支弁され、ETFの保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前

に料率や上限額等を示すことができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

上記は、ファンドのご紹介を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。記載事項は作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。記載のいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

野村アセットマネジメント株式会社は、ETFについて、直接、投資者の皆さまのお申込みを承っておりません。ETFの投資にあたっては、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第373号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会